民生常任委員会資料
平成 31 年 3 月 7 日
健康部介護保険課

議案第 40 号

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正の理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の管理者が業務を委託する場合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

2　改正の主な内容

検体検査等を業務とする衛生検査技師（平成 22 年度末で廃止）について、免許廃止後も従前から衛生検査技師の免許を受けていた者は、検体検査等の業務を行うことができるよう経過措置が設けられており、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 139 号）により介護医療院の基準省令にこの経過措置が追記されたので、これにあわせて規定を整理するものである。

3　施行期日

公布の日から施行する。